

産業廃棄物中間処理施設

立地協定書

飯館村（以下「甲」という。）と斎藤運輸工業株式会社（以下「乙」という。）は、甲の「ゼロカーボンヴィレッジ宣言（脱炭素に貢献）関連事業（以下「本事業」という。）」の実施主体として選定された乙が、本事業の一環として福島県相馬郡飯館村小宮地区内に設置を計画する産業廃棄物中間処理施設（以下「本件施設」という。）について、次のとおり協定（以下「本協定」という。）を締結する。

（確認事項）

第1条 甲及び乙は、乙が次の内容で本件施設の設置を計画することを確認する。ただし、本事業について、乙が実施する地質調査・環境影響調査の結果、事業性が成り立たない場合、法規制又は技術的に実現困難であることが判明した場合のいずれかの理由により、乙から本件施設の設置ができない旨について書面をもって申し出があった場合、甲、乙で協議の上、解除できるものとする。

2 本件施設は、福島県相馬郡飯館村小宮字沼平地内に設置するものとする。

（相互協力）

第2条 甲及び乙は、乙の円滑な事業活動の実施、地域経済の発展に関し、信義誠実を重んじ相互に協力するものとする。

（本件施設設置に関する責任分担及び費用負担）

第3条 乙は、本件施設を設置するにあたり、乙の責任と費用をもって設置するものとする。

2 乙は、前項に定める内容のほか、本件施設の設置にあたりその他法令を遵守するために必要な限度において考慮すべき周辺対策について、乙の責任と費用をもって行うものとし、甲は必要に応じて協力する。

（公害防止等）

第4条 乙は、本事業を実施するうえで適用される関係法令を遵守し、公害の防止及び環境保全等について必要な措置を講じなければならない。

2 乙は、事業活動に伴い生じた第三者との紛争等について、乙の責任と費用をもって解決しなければならないものとする。

3 乙は、地域との共存するよう努めるとともに、関係行政区からの申出については真摯に受け止め、誠意をもって対応しなければならないものとする。

4 乙は、本件施設の稼働前に、別途、甲と公害防止協定を締結するものとする。

（安全走行）

第5条 乙は、本事業を実施するうえで適用される道路安全走行に係る関係法令を遵守し、本事業に関わる車両及び一般車両の安全走行のため、必要な措置を講じなければならない。

2 本事業に関わる道路の管理については、前条第4項の公害防止協定に含めるものとする。

（従業員の採用を通じた地域振興等）

第6条 乙は、地域振興を目的として、本事業に係る従業員を採用するにあたっては、飯館村民を採用するよう努めることとし、甲は、乙の従業員の採用について誠意をもって協力する。

（労働条件）

第7条 乙は、労働関係法令の規定を遵守し、従業員の労働条件、安全就業及び福利厚生等について十分配慮するものとする。

（報告の徵収及び立入調査に関する事項）

第8条 甲は、乙に対し、本事業に関する事項を法令に基づき報告させ、または甲の職員を本件施設に立ち入りさせ、調査させることができるものとする。

2 乙は、前項の規定による立入調査報告の徵収を正当な理由なく拒むことができないものとし、誠実にこれに応じなければならないものとする。

3 第1項の規定による立入調査には、乙の了解のもと、本件施設周辺行政区の代表その他関係者を同行させができるものとする。

（権利義務の承継）

第9条 乙は、合併、譲渡その他の理由により、本協定で定められた権利義務を第三者に承継させる必要が生じた場合は、事前に甲の同意を得なければ承継させることはできないものとする。

（協議）

第10条 乙は、経済情勢や不測の事態等の事情により、本事業の中止、本件施設の操業短縮等に至る恐れがあると認める場合は、事前に甲にその旨及び原因を報告し、対応策について、甲と協議するものとする。

（協定の解除等）

第11条 甲及び乙は、本協定の解除又は改定をすべき事由が生じたときは、甲乙いずれからもその旨を申し出ることができる。この場合、甲及び乙は、それぞれ誠意をもって協議のうえ、対応する。

（疑義）

第12条 甲及び乙は、本協定に定めのない事項又は本協定の各事項の解釈に疑義が生じた場合は、その都度、甲乙協議のうえ対応するものとする。

この協定の締結の証として、本書5通を作成し、甲乙、立会人、署名のうえ各1通を保有する。

令和5年8月4日

甲 福島県相馬郡飯館村伊丹沢字伊丹沢580番地1

飯館村長

杉岡 誠

乙 福島県相馬郡飯館村白石字町96番地2

斎藤運輸工業株式会社

代表取締役

斎藤 達夫

立会人

関沢行政区長

長井 実

小宮行政区長

高橋正一

八木沢・芦原行政区長

大和田 俊男